

3. 水害に関する気候変動への適応ガイドラインの検討

気候変化に起因する洪水の強度と頻度の増加等は、地球規模の課題であり、地域によって影響の有無や度合は異なるものの、世界共通の課題である。その中でも、特にアジア・大洋州地域には、モンスーンアジアという気候条件や沖積地を生産・生活の基盤としているという土地条件が我国と類似している地域が多く、このような地域で気候変化への適応を図るためには、国、地方、コミュニティなど様々なレベルにおいて、政策決定者、実務者、市民、企業、科学者等幅広い関係者の理解と適応のための能力向上が重要である。

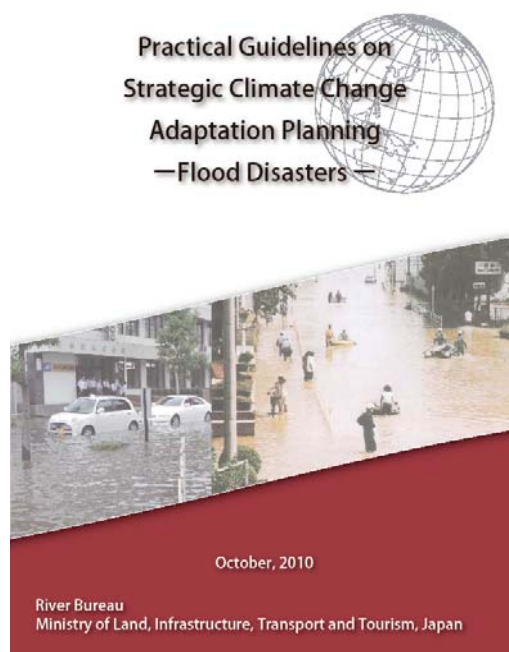


図-Ⅲ.3.1 適応策ガイドライン⁹⁾

洪水に関する気候変化の適応策検討ガイドライン（以下、ガイドライン）（URL 参照：http://www.mlit.go.jp/river/kokusai/guidelines/jpn_index.html）は、我国のこれまでの経験、施策、技術を踏まえて、気候変化に起因する洪水の強度と頻度の増加に対する適応策の検討手順の枠組みを示すものであり、アジア・大洋州地域を始めとする社会経済の発展及び人口の増加に伴う都市域の拡大や市街地の高度利用の進展が予測され、沖積地を生産・生活の基盤とし、治水対策が整備途上である国等における流域を単位とする河川や水資源の管理主体の実務者を主たる対象として作成された（図-Ⅲ.3.1）。作成は「気候変動適応策に関する国際貢献推進アドバイザー会議」（座長：東京大学小池俊雄教授）、本省、土研及び国総研で行い、2010年10月に英語版及び日本語版が発行され、国際シンポジウムなどで配布されている。

引き続きガイドラインの充実を図り、多くの国等の適応策検討に寄与するよう努めていく予定である。